

四 電工健康保険組合が保有する個人情報の利用目的等の公表について

四電工健康保険組合（以下「当組合」という。）におきましては、被保険者とその被扶養者（以下「加入者」という。）からいただいた各種届出や申請書などに記載されている個人情報や、医療機関等を受診された際に医療機関等から当組合に請求される「診療報酬明細書（以下「レセプト」という。）」に記載される個人情報、ならびに健康診断を受けられた際の健診結果数値等の個人情報を基にして、個人情報データベースを作成し、健康保険事業に活用いたします。

当組合の個人情報の利用目的は、健康保険法に定める「加入者の業務災害外の疾病、負傷もしくは死亡または出産に関する保険給付を行うこと」及び、「加入者の健康の保持増進のために必要な事業を行うこと」となります。

しかしながら、健康保険組合は、レセプトや健診データなど医療情報やその他の個人情報を数多く取り扱っており、加入者の強い信頼を必要とする事業に該当し、厚生労働省が示したガイドラインにおいて、より詳細で限定的な利用目的とすることが望ましいとされていることから、次のとおり公表いたします。

I. 利用目的

1. 当組合が使用する「健保業務システム」は、健保業務システム業者「(株)大和総研」が準備した導入型システムで運用し、その保守等を委託します。
2. 適用関係の各種届出などについては、以下のように組合業務に活用します。
 - ・ 当組合加入時の「被保険者資格取得届」、「被扶養者（異動）届」の記載事項（保険証の記号番号、氏名、生年月日、性別、住所、基礎年金番号、報酬月額等）を中心に入力処理することによって、加入者台帳など「マスターデータベース（以下「マスター」という）」を作成し、当組合の業務処理コンピューターにデータを収納、健康保険業務全般に活用します。
 - ・ 「被扶養者（異動）届」の提出に際して、課税・非課税証明書、在学証明書などの収入等判定書類によって、認定作業を行います。
 - ・ 「被保険者資格取得届」、「被扶養者（異動）届」のチェック作業が終了した後、「健康保険被保険者証」の発行を行います。
 - ・ 「被保険者資格喪失届」の際に、健康保険被保険者証を返還していただき、チェックの上、一定期間保存後に廃棄処分にします。
 - ・ 「マスター」に登録されているデータに変更や追加があるときは、適用関係に関する変更（訂正）届出により、データの変更等を行います。
 - ・ 「マスター」を用いて、給付データ、レセプトデータ、健診データ等と連動させて、給付の支払い等のチェック、医療費通知、各種保健事業実施のための対象者抽出や加入者の連絡等にも利用します。
 - ・ 医療機関や他の保険者（区市町村、年金事務所を含む。）から資格喪失か否かなど

保険診療の照会があった場合、相手先確認の上、「マスター」の保険証の記号番号、氏名、生年月日、性別、資格取得日、資格喪失日など、有資格者が資格喪失者かについて回答します。

- ・ 資格喪失者の資格喪失後の受診などが疑われる場合、他の保険者や医療機関との重複給付調整のため、「マスター」の保険証の記号番号、氏名、生年月日、性別、資格取得日、資格喪失日などについて、他の保険者等に照会し確認します。
 - ・ 「算定基礎届」、「月額変更届」によるデータを「マスター」に取り込み、保険料（調整保険料、介護保険料を含む）の徴収を行います。
 - ・ 「健康保険被保険者証」の一斉更新を行う場合、「マスター」の保険証の記号番号、氏名、生年月日、性別、資格取得日、資格喪失予定日、所属事業所のデータを業者「(株)大和総研」に渡し、「健康保険被保険者証」の作成を行います。
 - ・ 当組合機関紙「健保だより」を被保険者に配布するため、「マスター」の保険証の記号番号、氏名、住所データを業者「(株)法研関西」に渡し、各家庭に送付します。
 - ・ 常備薬の斡旋について、「マスター」の保険証の記号番号、氏名データを家庭用常備薬斡旋業者「(株)アーテム」に渡し、常備薬斡旋に利用します。
 - ・ 配偶者ががん検診、歯周病リスク検査について、「マスター」の保険証の記号番号、氏名データを検診実施業者「メスブ細胞検査研究所」に渡し、自己採取郵送方式による検診に利用します。
 - ・ がんリスク検査について、「マスター」の保険証の記号番号、氏名データを検診実施業者「(株)サリバテック」に渡し、自己採取郵送方式による検診に利用します。
 - ・ 特定保健指導、前期高齢者等健康指導について、被扶養者、任意継続被保険者にかかる指導対象者「マスター」の保険証の記号番号、氏名、性別、住所、電話番号データを「SOMPOリスクケアマネジメント(株)」「(株)カルナヘルスサポート」「(株)ベネフィットワン」「(株)ライザップ」及び「(株)法研関西」に渡し、訪問・電話による指導に利用します。
 - ・ 契約保養所利用者について、「マスター」の保険証の記号番号、氏名、性別データを契約施設「ヴィラ塩江」に渡し、施設利用申し込みを利用します。
3. 現金給付等の給付関係申請書類については、以下のように組合業務に活用します。
- ・ 業務処理コンピューターにデータを入力し、申請内容をチェックし、適正な給付決定処理を行います。
 - ・ 給付記録をデータ入力保存し、以降の申請チェックに用います。
 - ・ 出産育児一時金の請求者について、「マスター」の保険証の記号番号、氏名、住所データを用いて、育児書を送付します。
 - ・ 他の保険者から出産育児一時金、家族出産育児一時金の請求の有無について照会があった場合、相手先確認の上、申請、給付の有無について回答します。
 - ・ 傷病手当金の請求者について、レセプトデータを用いて確認し、場合によっては

主治医に治療状況等を確認又は訪問調査し、給付の決定を行います。

4. 電子レセプトについて、社会保険診療報酬支払基金よりCSVデータ及び画像データで請求されたものは、画像データを原本としてCSVデータとともに業務処理コンピュータに保管し、健康保険業務に活用します。
 - ・ レセプト点検業務について、レセプト情報を点検実施業者「㈱JMN」にレセプト内容点検を業務委託し、請求内容に疑義があるものについて、社会保険診療報酬支払基金に対し、再審査依頼します。
 - ・ 再審査依頼の中で、資格喪失後の受診が疑われる場合は、医療機関に確認するため、医療機関に組合名、保険証の記号番号、氏名、生年月日、資格喪失日、受診日などを伝え、確認を取ります。
 - ・ 同様に、高額療養費の支給が予想される患者の公費負担や自治体医療費助成の有無等について、医療機関に確認するため、医療機関に組合名、保険証の記号番号、氏名、生年月日などを伝え、確認を取ります。
 - ・ レセプトデータを医療費分析に用い、当組合の医療費適正化対策に活用するとともに、健康診断後の事後指導や生活習慣病予防教育の対象者抽出に利用します。
 - ・ レセプトデータを基に、同月内に複数の医療機関に受診されている加入者を抽出し、指導を行います。
 - ・ レセプトデータを基に、高額療養費の支給決定を行います。
 - ・ レセプトデータを参考にし、傷病手当金の支給決定を行います。
 - ・ レセプトデータを参考にし、柔道整復療養等の療養費、第二家族療養費の支給決定を行います。
 - ・ レセプトデータを参考にし、埋葬料、家族埋葬料の支給決定を行います。
 - ・ 開示請求の際にも、そのレセプトデータを出力し、対応します。なお、開示請求に当たって、本人以外の場合は、開示請求手続きに則り、認められた者のみに開示します。
 - ・ レセプトデータを基に、医療費通知を加入者に通知します。
 - ・ 交通事故等第三者の行為によって保険診療を受けた場合は、損害保険会社に当該患者のレセプトのコピーを医療費の証明として提出します。
 - ・ 海外で医療を受けられた方の医療費明細書等を日本語に翻訳するため、外部翻訳業者に委託します。
 - ・ 健保連が実施する高額医療給付の共同事業に申請するため、レセプトコピーとその内容の一部を記載した申請書を健保連・高額医療グループに送付し、医療費の助成を受けます。
5. 健康診断については、事業主との共同事業として、健診受託業者の「瀬戸健診」等に業務委託して実施します。
 - ・ 結果数値については、その数値データを健診受託業者から受け取り、当組合の業

務処理コンピューターに入力し、健康診断後の事後指導や生活習慣病予防教育の対象者抽出に利用します。

- ・ 当組合は、事業主との共同事業として、健康診断を実施しており、被保険者の健診結果数値については、双方でそのデータを保有し、被保険者（従業員）の健康管理に役立てていくこととしております。
- ・ 健診結果データを「マスター」に保存し、今後のデータと比較することによって、健康管理事業や保健指導の参考資料とします。

6. その他保健事業の実施について

- ・ 健康イベント、スポーツ大会等の参加者名簿を作成します。

7. 役職員関係データ及び組合会議員名簿、事業所担当者名簿について

- ・ 組合役職員の就任・採用に関する書類は、使用后、厳重に保管します。
- ・ 組合会議員名簿、理事名簿は組合会、理事会の開催時等の連絡に用います。
- ・ 事業所担当者名簿については、事業所担当者説明会や健康管理推進委員会、その他個別の業務連絡などに用います。

8. 特定個人情報について

- ・ 特定個人情報とは、個人番号（通称マイナンバー）（個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であって、住民票コード以外のものを含む）をその内容に含む個人情報を指します。
- ・ 特定個人情報は「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号法」という。）により、行政機関等の行政事務を処理する者の間で情報連携を実施する（例：健保組合の扶養認定に際し、市町村より課税・非課税情報の提供を受ける）等、利用範囲が定められており、番号法で定める利用範囲において特定した利用目的を超えて利用しません。
- ・ なお、上記1、2における届出については、個人番号が付され、特定個人情報となる場合があります、1、2で定める利用目的や利用方法で使用する場合、番号法に定める利用範囲外となるため、個人番号をマスキング、削除する等の措置を講じます。

II. 通知方法

1. 当組合の保有する以下の個人情報については、被保険者とその被扶養者分を併せて通知することがあります。

- ・ 「医療費通知」（年1回）
- ・ 「資格情報のお知らせ」及び「資格確認書」（都度）

なお、当組合が保有する個人情報については、当組合が実施する健康保険事業以外には用いません。

修正 2024年4月1日